

議案第83号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「6,800円」を「7,300円」に改め、同項第2号中「3,300円」を「3,550円」に改め、同項第3号中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第4号中「2,000円」を「2,150円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

夜間看護手当の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

職員の特殊勤務手当に関する条例 (抄)

(夜間看護手当)

第9条 省 略

2 前項に規定する手当の額は、勤務1回(継続した勤務1回をいう。以下同じ。)につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 深夜における所定の勤務時間が6時間以上であるとき  $\frac{6,800\text{円}}{7,300\text{円}}$

(2) 深夜における所定の勤務時間が4時間以上6時間未満であるとき  $\frac{3,300\text{円}}{3,550\text{円}}$

(3) 深夜における所定の勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき  $\frac{2,900\text{円}}{3,100\text{円}}$

(4) 深夜における所定の勤務時間が2時間未満であるとき  $\frac{2,000\text{円}}{2,150\text{円}}$